

情報通信行政・郵政行政審議会 有線放送部会（第7回）議事概要

1 日 時

平成23年5月18日（水）14時00分～17時39分

2 場 所

第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委 員

根元義章（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、岡村 久道、
長田 三紀、山下 東子（以上5名）

(2) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、大橋情報流通行政局総務課長、
奈良放送政策課長、佐々木衛星・地域放送課長、菊池地域放送推進室長、
坂中衛星・地域放送課技術企画官

(3) 事務局

情報流通行政局総務課

(4) 利害関係者等

渡邊 晶（山口ケーブルビジョン株式会社）、林 繁美（美祢市）、靄 岩
雄（株式会社福岡放送）、井上 良次（RKB毎日放送株式会社）、辻塚 邦
男（九州朝日放送株式会社）、深瀬 直治（株式会社TVQ九州放送）

4 議 題

諮問事項

- (1) よさこいケーブルネット株式会社から申請された再送信同意に係る裁定に関する審議【諮問第2004号】（非公開にて審議）

答申案について審議を行い、次回以降も、答申案について審議を行うこととした。

【内容】

諮問第2004号の裁定に係るもの。

(2) 山口ケーブルビジョン株式会社及び美祢市から申請された再送信同意に係る裁定について【諮問第 2005, 2006 号】（非公開にて審議）

総務省からの説明の後、裁定申請者（山口ケーブルビジョン株式会社、美祢市）及び裁定対象者（九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、RKB毎日放送株式会社、株式会社TVQ九州放送）からそれぞれ意見聴取を実施。

次回、意見聴取の内容等を踏まえて論点を整理した上で、審議を行うこととした。

【内容】

平成 23 年 3 月 30 日付けで、山口ケーブルビジョン株式会社及び美祢市から申請のあった、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項の規定に基づく総務大臣の裁定について、同法第 26 条の 2 第 3 号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和 47 年政令第 441 号）第 1 条に基づき諮問があったもの。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山、高橋

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp